

# 生活保護のしおり

## ○生活保護制度とは

生活保護制度は、生活に困窮するかたに対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

## ○保護の要件等

生活保護は、申請によって行われます。生活保護の要件を満たす限り、誰でも無差別平等に保護を受けることができます。

生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提です。

保護の要件には、次のようなものがあります。

### ① 能力の活用

働くことが可能なかたは、その能力に応じて働き、収入を得るようにしてください。

### ② 資産の活用

預貯金、生活に利用されていない土地・家屋、自動車（原則、所有も使用も認められません）など、活用できる資産があれば、売却などにより生活費に充ててください。

### ③ 他の制度の活用

他の制度で給付を受けることができるときは、まずそれらを活用してください。（他の制度の例：失業給付、年金、障害者や母子家庭等に対する手当 など）

## ○扶養義務者の扶養

扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。親族等から援助を受けることができるときは、援助を受けてください。（明らかに扶養できる扶養義務者があるのに援助が受けられない場合には、扶養義務者に対し、援助を依頼したり、援助できない理由を確認したりするほか、必要に応じて法的措置をとる場合があります。）

## ○資産や資力があるにもかかわらず保護を受けたとき

差し迫った事情があったため、資産や資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合には、給付された保護費（医療費を含む。）を返還していただく必要があります。

## ○支給される保護費

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低

生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

(最低生活費と保護費の関係)

最 低 生 活 費	
収 入	保護費

○保護の種類と内容

以下のように、生活を営む上で必要な各種費用に対応して扶助が支給されます。

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額は、 (1) 食費等の個人的費用 (2) 光熱水費等の世帯共通費用 を合算して算出。 特定の世帯には加算があります。(母子加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払 (本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払 (本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得、高等学校就学等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費または 基準額を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

○生活保護を受ける場合は

福祉事務所の職員(ケースワーカー)や地区の民生委員に生活の相談をし、次のことに注意して自立できるよう努力してください。

1 生活上の義務

保護を受けている人は、常に、自分でできるだけ働き、無駄なお金を使わず、自

分の力で生活できるよう努力しなければなりません。

働いて収入を得た場合、一定額は収入から控除され、収入認定の対象となりません。働いて収入を得る額が多くなるほど、手元に残る金銭は確実に増えます。また、安定した職業に就いたことなどにより保護を必要としなくなった場合には、保護受給期間中に働いて得た収入に応じ、就労自立給付金が支給される場合があります。保護受給中でも、働ける人は能力に応じて働いてください。

病気のため働けない人は、医師の指示に従い、一日でも早く治すよう努力をしてください。

世帯の実態に応じて、福祉事務所のケースワーカーが家庭訪問し、生活状況の調査（確認）を行います。また、保護の目的達成のため、福祉事務所があなたに必要な指示、指導をすることがあります。就労の可能性のあるかたについては、就労に向けた助言や、指導を行います。正当な理由がなく調査を拒否したり、指示等に従わない場合は、保護を変更、停止または廃止することがあります。

## 2 届け出の義務

次のようなときは、速やかに福祉事務所に届け出てください。

- (1) 収入があったとき（ボーナス、退職金、過去の給料、臨時収入、認められていない借入金など）や、年金などの定例的な収入が増えたり減ったりしたとき
- (2) 仕事を始めたり、辞めたり、変えたりしたとき
- (3) 家族の人員が増えたり減ったりしたとき（出生・死亡・転入・転出など）
- (4) 住所を変更したり、長い間家を留守にするとき
- (5) 家賃、地代が変わったとき
- (6) 就労先の社会保険に加入したり、親族の扶養家族として社会保険に加入したとき
- (7) その他、生活状態が変わったとき

## 3 収入申告書等の提出

定期的に収入状況を申告する必要があります。所定の用紙を提出することで行います。

## 4 不正の届け出

事実と違う申請をしたり、収入を申告しないなど、不正な方法で生活保護を受けた際は、受給した保護費（徴収金は、上乘せされる場合があります。）を返還しなければならないほか、法律により処罰されます。

## 5 保護を受給中の権利

正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることはありません。

保護費については、租税その他の公課を課せられることはありません。  
既に給付を受けた保護費または保護費を受ける権利を差し押さえられることはありません。

## 6 医者にかかるとき

- (1) はじめて病院にかかるときは、福祉事務所で事前に手続きを行い、「医療券」と「調剤券」を受け取ってから受診してください（印鑑を持参してください）。  
社会保険の被保険者のかたは、医療券のほか、保険証も病院に持参してください。  
急病等で手続きをする余裕がないときは、必ず翌日中（休日の場合は翌開庁日）に手続き（連絡）をしてください。また、入院や退院となったときは必ず連絡してください。
- (2) 医師に指示された場合以外は、同じ病気で2か所以上の病院にかからないようにしてください。
- (3) 主治医の紹介等の特別な理由がない限り、近隣の病院・医院で受診してください。
- (4) 総合病院にかかっているときは、ほかの病気もできるだけその病院で受診してください。
- (5) 医療費の一部を負担するよう決定を受けたかたは、必ず期日までに一部負担金を病院に払ってください。
- (6) 原則、柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅうは、医師の指示がなければ受けられません。必要な場合は、事前に福祉事務所に相談してください。
- (7) 医療費は、原則、全額公費で負担しますが、だからといって手続きをしないで病院にかかったり、転院をしたり、必要のない受診をすることのないようにしてください。まじめに受診し、一日でも早く治すよう努力してください。

### 尾張旭市福祉事務所 福祉課

〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電話 0561-76-8141（直通）